

京都市告示第 6 3 5 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、京都市公金収納受託者として、次のとおり公金の収納事務を委託しました。

令和 6 年 3 月 1 日

京都市長 松井 孝治

京都市公金収納受託者	収納事務の内容	委託期間
コングラント株式会社	京町家の保全・継承等に係る寄付金の取扱業務	令和 6 年 2 月 9 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(都市計画局まち再生・創造推進室)